

○防衛省令第七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十五の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

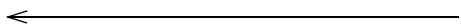
令和八年三月二十四日

防衛大臣 小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例に関する手続)

第八十八条の十五 法第百十五条の二十五第一項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2・3 [略]

改正前

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例に関する手続)

第八十八条の十五 法第百十五条の二十五第一項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第十条第一項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2・3 [同上]

附 則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

